

## 平成30年度 旅券・領事手数料（2018年4月1日～）

### 【領事官の徴収する手数料】

種 別		手数料	
旅券関係	10年有効一般旅券の発給	2,363	
	5年有効一般旅券の発給	1,625	
	5年有効一般旅券の発給（12歳未満）	886	
	記載事項変更、緊急、限定旅券等の発給	886	
	一般旅券の渡航先の追加	236	
	一般旅券の査証欄増補	369	
	帰国のための渡航書の発給	369	
遺産関係	遺産の保護管理	遺産額の2%	
証明関係	遺言の公証	842	
	国籍証明	650	
	在留証明	177	
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	177	
	職業証明	295	
	翻訳証明	650	
	署名又は印章の証明	官公署に係わるもの	665
		その他のもの	251
	遺骨証明	369	
	原産地証明	650	
	日本品の外国輸入証明	561	
	船内遺留品目録証明	133	
	航行報告証明	192	
	上記以外の証明	310	
査証関係	一般入国査証	443	
	数次入国査証	886	
	通過査証	103	
	再入国許可の有効期間の延長	443	
	難民旅行証明書の有効期間の延長	369	

### 【領事官の徴収する手数料・別表】

種 別		手数料
インドとの相互主義に基づく インド人に対する査証手数料	一般入国査証	123
	数次入国査証	123
	通過査証	11

※ クレジットカード、小切手等は取り扱っていませんので、現金(SDG:スーダン・ポンド)でお支払いをお願いします。

※ 在外公館において徴収する手数料は、国内関係法令に定められており、為替の変動を踏まえて、毎年年度当初に金額の見直しがあります。